

「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方式試行要綱」の一部改正の概要

(令和4年10月1日以降適用)

- ・記載内容の適正化を図るため、一部改正する。

「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における簡易型総合評価評価落札方式における事後審査試行要領」の一部改正の概要

(令和4年10月1日以降適用)

- ・成績評定対象期間の変更、押印の廃止及び記載内容の適正化等に伴い、以下の様式を改正する。

- (1) 様式1 (事後審査) 技術資料に係る自己評価申請書
- (2) 様式1 (事後審査) (若手・女性) 技術資料に係る自己評価申請書
- (3) 様式2 (事後審査) 技術資料審査結果に係る説明書

「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方式ガイドライン【試行版】」の一部改正の概要

(令和4年10月1日以降適用)

- ・企業評価「企業の技術力」及び技術者評価「専門技術力」における過去の業務成績評定の平均点の評価について、以下の業務種別ごとに区分した評価とする。また、業務成績評定の評価年度を過去3年度とする。

- ・土木関係建設コンサルタント業務
- ・補償関係コンサルタント業務
- ・地質調査業務
- ・測量業務

- ・その他、誤字の修正、表現の統一等を行い、記載内容の適正化を図る。また以下の様式を改正する。

- (1) 様式総合業務2 企業評価
- (2) 様式総合業務3 技術者評価

※令和4年度は、配置予定技術者の継続教育(CPD)単位取得の評価対象期間を、過去2年度のところ過去3年度とする特例措置を、令和3年度に引き続き実施している。インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績についても、評価対象期間を過去2年度のところ過去3年度とする特例措置を実施している。